

その他の産業環境対策に関する取組状況

令和4年3月7日
産業技術環境局
環境管理推進室

<目次>

- | | | |
|----|----------------|--------------|
| 1. | 水質環境規制関係 | P. 2 |
| 2. | 土壌汚染対策関係 | P. 8 |
| 3. | PCB廃棄物の適正な処理関係 | P. 1 2 |
| 4. | 公害防止管理者制度の海外展開 | P. 2 0 |

1. 水質環境規制関係

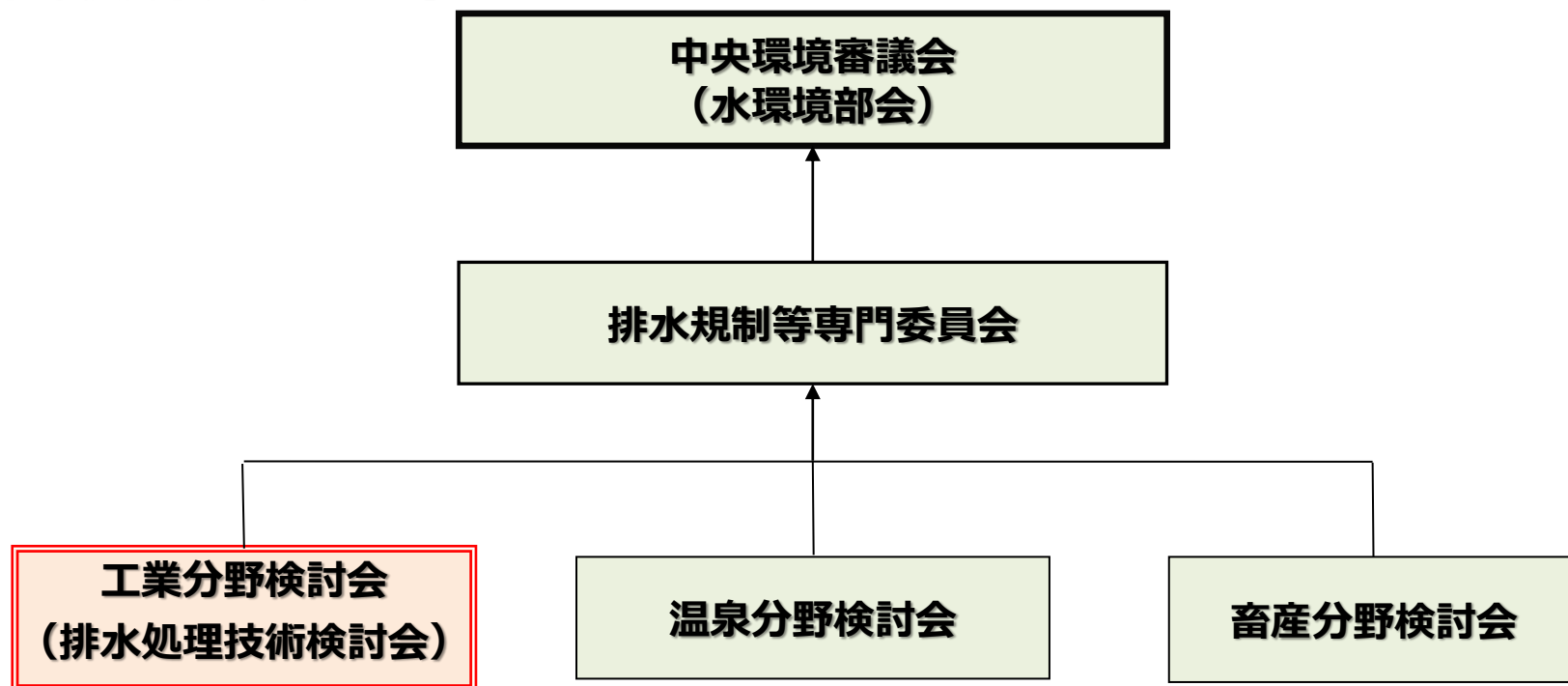
1-1. 水質環境基準等の最近の動向

- 第8次水質総量削減基本方針の目標年度終了に伴い、第9次水質総量削減基本方針が令和4年1月に策定された。第9次水質総量削減基本方針では、水域全体の窒素、リンの負荷削減は現状の取組を維持することとされた。東京湾、伊勢湾におけるCODの負荷削減は生活排水対策に力点をおき、瀬戸内海については、栄養塩類の管理等が実施されることとなった。今後は関係都府県によって削減目標の達成に向けた総量削減計画の策定、総量規制基準の設定が行われる。
- 瀬戸内海環境保全特措法及び基本計画は、施行後5年ごとの見直しを受けて、瀬戸内海における栄養塩類の管理のための方策について、令和2年3月に答申がなされた。基本計画変更に向けた中央環境審議会 瀬戸内海環境保全小委員会での審議を終え、令和4年2月に閣議決定。
- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律は、国の補助の割合の特例延長や海岸漂着物の処理を追加するなどの見直しを実施し、令和3年4月に施行。法改正に伴い基本方針も改正し、令和3年8月に施行。
- 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告（平成29年3月）において、5年を目途に再生に向けた取組について中間とりまとめを行うこととされており、平成28年度委員会報告を基に環境状況に係る新たなデータや知見について整理しつつ、再生方策等の実施状況や課題等について、令和4年3月下旬に有明海・八代海等総合調査評価委員会の中間とりまとめとして公表予定。

1-2. 暫定排水基準の見直し①

- 水質汚濁防止法の排水基準を達成することが困難な業種については、期限を定めた上で、同基準より緩やかな暫定排水基準が設定されている。
- 経済産業省では、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等(※) について状況の確認と技術的アドバイスを行う専門委員からなる工業分野検討会を実施している。

【工業分野検討会の位置づけ】



1-2. 暫定排水基準の見直し②

- 令和3年に適用期限を迎えた、1,4-ジオキサン、カドミウムは全業種一般排水基準へ移行し、全窒素(※)、全亜鉛は暫定排水基準が延長された。
- 令和4年6月に適用期間の期限を迎える、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素等においては工業分野検討会で了承。環境省の中央環境審議会において、引き続き暫定排水基準が延長される見込み。次いで7月に省令改正予定。

※全窒素のうち、令和3年に適用期限を迎えたのは天然ガス鉱業のみ

【暫定排水基準の適用期間】

項目名	期限	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ほう素	R4.6.30			3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年					
ふっ素	R4.6.30			3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年					
硝酸性窒素等	R4.6.30			3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年		3年					
1,4-ジオキサン	R3.5.24													3年		3年		3年							
カドミウム	R3.11.30																5年		2年						
全窒素	R5.9.30	5年		5年		5年		5年		5年		5年		5年		5年		5年		5年 (注)					
全亜鉛	R6.12.10								5年		5年		5年		5年		5年		5年		3年				

(環境省公表資料を基に作成)

1-3. 暫定排水基準を巡る動き①

- 令和4年7月以降、酸化コバルト製造業が一般排水基準へ移行する予定であり、令和4年7月以降の暫定排水基準適用業種（経産省所管）は7業種に減少。
- 今後は硝酸性窒素等における下水道排除事業場の取り扱いについて関係省庁間で協議を行う。
- 今後も一般排水基準達成に向けた対策を進めていく。

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の暫定排水基準値（mg/L）

業種	制限等	期間	ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等
ほうろう鉄器製造業		R4.7.1 ~ R7.6.30	40	12	
金属鋳業			100		
電気めっき業	日排水量50m3未満		30	40	
	日排水量50m3以上			15	
貴金属製造・再生業					2800
酸化コバルト製造業					120→一般
ジルコニウム化合物製造業					600→350
トリブデン化合物製造業					1400→1300
バナジウム化合物製造業					1650

(参考) 一般排水基準：ほう素:10mg/L（海域 230mg/L）
ふっ素:8mg/L（海域 15mg/L）
硝酸性窒素等:100mg/L

 暫定排水基準 変更なし
 暫定排水基準 変更あり

1-3. 暫定排水基準を巡る動き②

- 工業分野におけるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等については、一般排水基準が設定された平成13年度以降検討を行ってきたが、基準の達成には業種毎に多様な課題がある。
- 令和3年度も引き続き一般排水基準達成に向け、暫定排水基準適用事業場の排出削減のための取組状況の把握、フォローアップ検討会での技術的な助言等を行い、成功事例も見られた。

業種：貴金属製造・再生業（対象物質：硝酸性窒素等）

事例：生物処理を導入した一部事業場で、**硝酸性窒素等の排水濃度を直近3年間で50%程度低減**させることに成功。

再生業のため、事業場毎に排水の特性が異なることや、スペース等の問題から全ての事業場が同じように適用することは困難であるが、生物処理の活用で排水濃度を削減することができるという取組結果が得られた。

業種：電気めっき業（対象物質：ほう素、ふっ素、亜鉛）

事例：ほう素の暫定基準値の適用を受けている一部事業場において**ニッケルめっき（ワット浴）液中に含まれるほう素量（通常40～50g/L）を30g/Lまで低減**させることができた。

一般的にはほう素量を30g/L程度にするとpHの管理が難しくなるが、当該事業場はpHの管理も問題なくできており、他事業場への横展開を含めて引き続き工業分野検討会で検討を進めていく。

2. 土壤汚染対策関係

2-1. 土壤汚染対策の最近の動向①（土壤汚染対策法の改正）

- 土壤汚染対策法（土対法）は平成21年4月の法改正後の施行状況を踏まえた見直しが行われ、平成29年5月に改正法が公布された（平成31年4月1日全面施行）。
（施行に合わせて、土壤汚染対策法ガイドラインが平成31年3月に改訂（環境省））
- 改正は、土壤汚染状況調査の契機拡大などの規制強化、臨海部の工業専用地域など一定の要件を満たす区域での特例制度の創設などリスクに応じた規制合理化（緩和）の両面。

＜土壤汚染対策法の改正法の概要＞

※環境省資料より一部追記

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大（規制強化）《法第3条》

調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合（軽易な行為等を除く）には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

⇒有害物質使用特定施設の廃止時に調査の一時免除を受けた土地においても、900m²以上の土地の形質変更を行う場合に、届出が必要となった。

※法第4条の届出においても、有害物質使用特定施設設置事業場では、900m²以上の土地の形質変更が届出対象に（旧法:3千m²以上）

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等（規制強化）《法第7条》

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

⇒要措置区域における汚染除去等計画作成・提出指示等が創設

※旧法では、都道府県知事が措置を指示したあと、措置計画提出や工事完了時・措置完了時の報告を規定していなかった

3. リスクに応じた規制の合理化（規制緩和）《第12条、第16条、第18条、第27条の5》

①健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。

⇒臨海部の工業専用地域で、地下水下流側に工業専用地域等以外の地域がない場合、申請により特例区域として指定が可能

②基準不適合が自然由来等による土壌は、都道府県知事へ届け出ることにより、地質等が同じ自然由来等による基準不適合の土壌がある他の区域への移動も可能とする。

⇒要件として、搬出側の土地と受入側の土地の両方が、同一の地層が広がっている土地にあること等を規定。

2-1. 土壌汚染対策の最近の動向②（基準値等改正）

- 環境省では、「土壌汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」（平成25年10月）を受け、土壌環境基準並びに土対法に定める特定有害物質及び土壌溶出基準等について下記見直しが行われた。
- 次期見直しを念頭に、六価クロム、1,4-ジオキサンに関し使用状況等の調査中（環境省）

（中央環境審議会 土壌農薬部会（第36回）資料より一部改編）

	水道水質基準 (mg/L)	水環境基準 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)	土壌環境基準 (mg/L)	土壌汚染対策法			
					土壌溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
1,1-ジクロロエチレン	0.02→0.1以下 (H21.4)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H26.3)	0.02→0.1以下 (H26.8)	1以下 (H26.8)	—	施行済
1,4-ジオキサン	0.05以下 (H16.4)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H29.4)	—※	—※	—	
クロロエチレン	—	—	0.002以下 (H21.11)	0.002以下 (H29.4)	0.002以下 (H29.4)	0.02以下 (H29.4)	—	
1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の合計)	0.04(シス体のみ) →0.04以下 (H21.4)	0.04(シス体のみ) (H5)	0.04(シス体のみ) →0.04以下 (H21.11)	0.04(シス体のみ) →0.04以下	0.04(シス体のみ) →0.04以下	0.4(シス体のみ) →0.4以下	—	H31.4 施行済
カドミウム及びその化合物	0.01→0.003以下 (H22.4)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01以下 → 0.003	0.01以下 → 0.003	0.3以下 → 0.09	150以下 → 45	R3.4 施行済
トリクロロエチレン	0.03→0.01以下 (H23.4)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03以下 → 0.01	0.03以下 → 0.01	0.3以下 → 0.1	—	

2-2. 土壤汚染対策及び土地の有効活用の促進に係る調査等

- 令和3年度は、中小企業等の土壤汚染対策に係る映像資料作成等及び事業者課題等の把握を目的とし、①自治体間で異なる法令解釈、②臨海部特例区域の活用促進について抽出・整理及び対応策を検討。
- 令和2年度は、土対法における汚染除去等の措置は、盛土や不溶化等の暴露経路の遮断が基本とされているが、実際には比較的高コストの掘削除去が行われるケースが多く、土地の有効利用を行う上で障壁となり得るため、土地の利用形態に応じリスク管理型の対策を促すことが重要とし、これまでも事例集の作成や説明会を開催。
- 令和元年度は、改正土壤汚染対策法の全面施行を受け、事業者向け説明会を開催した他、改正法が事業者に与える実影響を調査（報告書は経産省HP上公開）。説明会では、どのような影響があるかわからないという意見も多く、土壤汚染対策法が複雑なことも一因と整理。今後も制度理解を促進する必要。

事業者影響調査結果

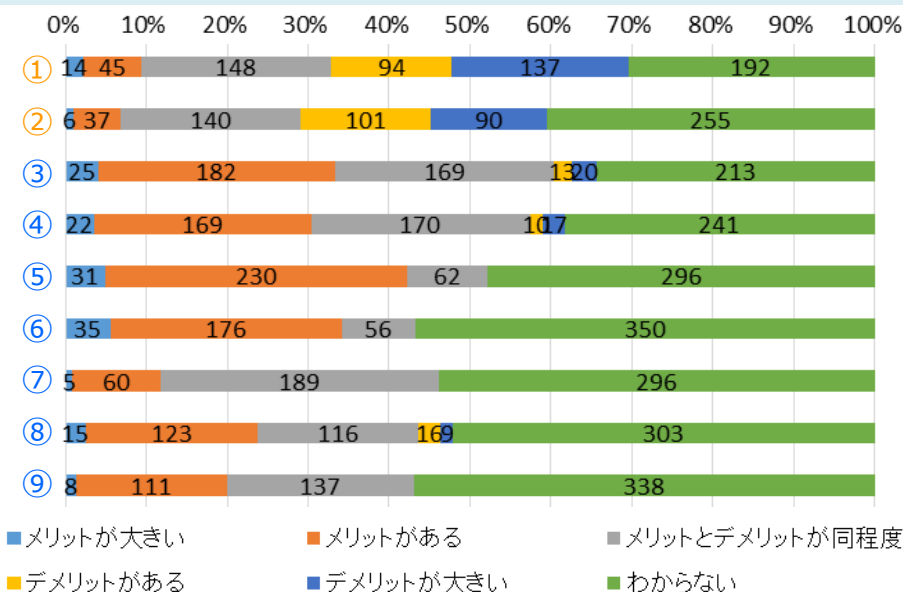
※令和元年度事業者向け説明会参加者
へのアンケート結果（N=662）より

規制強化

- ① 調査契機の拡大（有害物質使用特定施設が設置されている土地は900㎡以上の土地の形質変更が調査対象に）
- ② 要措置区域：汚染除去等計画の提出の義務化

規制緩和

- ③ 土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定
- ④ 要措置区域：目標土壌溶出量、目標地下水濃度の導入
- ⑤ 「地下水の水質の測定」に措置完了条件の設定
- ⑥ 要措置区域内における対策工事の工法緩和
- ⑦ 臨海部特例区域の創設（事後届出が申請により可能となる）
- ⑧ 認定調査の分析対象項目が原則として区域指定対象物質のみに
- ⑨ 自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動



各改正に対する事業者の感じるメリット・デメリットについて

3. PCB廃棄物の適正な処理関係

3-1. PCB廃棄物の処理体制

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、昭和40年代まで絶縁性能の良さから、主に電気機器の絶縁油（変圧器、コンデンサー等）として使用。
- 毒性を有する化学物質。カネミ油症事件以降、昭和47年に国内での生産・輸入を禁止。
- **高濃度**PCB廃棄物はPCB特措法に基づき、5か所の事業エリアごとに、処分期間が設定されている。
- 令和5年3月31日の北海道、東京エリアの安定器及び汚染物等の処分期間終了日の到来をもって、全国の**高濃度**PCB廃棄物の処分期間が終了する。

高濃度PCB廃棄物（例）



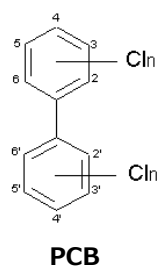
高圧変圧器



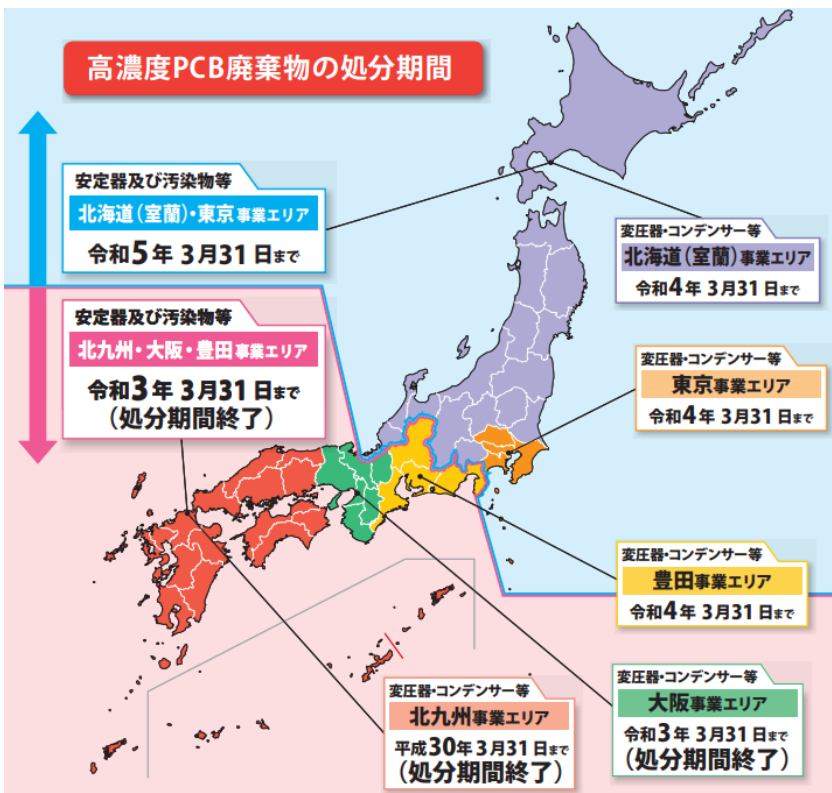
高圧コンデンサ



安定器
(業務用・施設用蛍光灯)



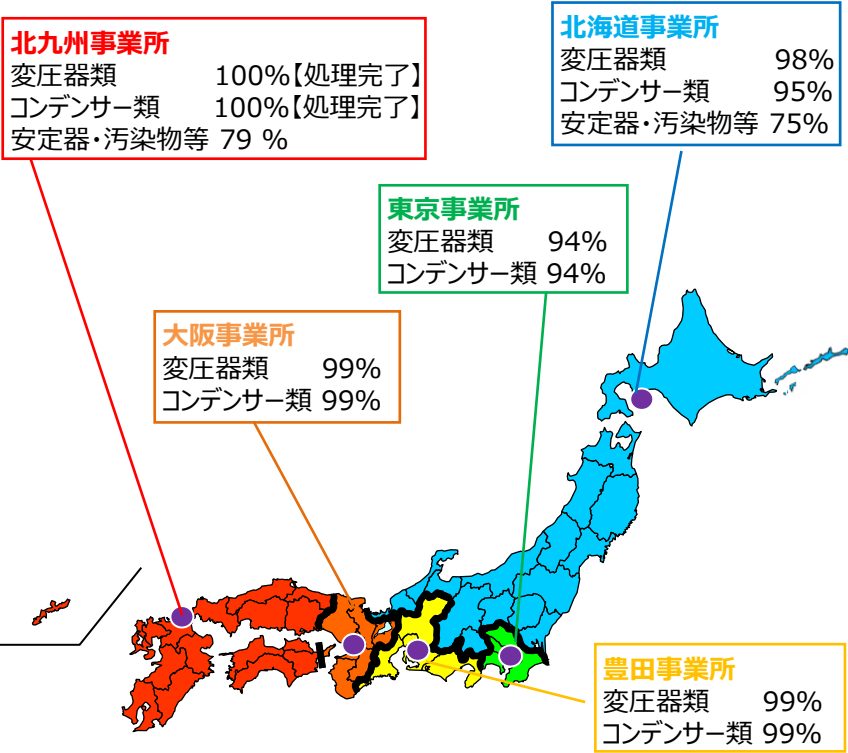
廃棄物	定義	処分
高濃度 PCB 廃棄物	・PCBを使用した電気機器廃棄物 (PCB濃度が0.5%を超えるもの) ・可燃性のPCB汚染物 (PCB濃度が10%を超えるもの)	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社 (JESCO: 5事業所)
低濃度 PCB 廃棄物	・微量PCB汚染廃電気機器等： 非意図的にPCBが混入した廃棄物 ・低濃度PCB含有廃棄物： PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃棄物 可燃性のPCB汚染物等の場合、PCB濃度が 0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下	無害化処理認定施設 都道府県知事等許可施設



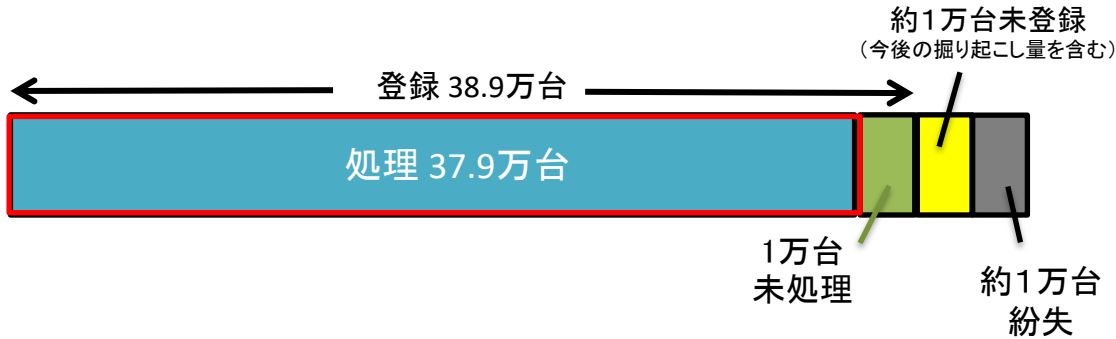
低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年3月31日まで

3-2. PCB廃棄物の適正な処理に向けた進捗状況

高濃度PCB廃棄物 JESCO処理状況(令和3年9月末時点の処理の進捗率)



● 高圧変圧器・コンデンサー等（約40万台） ●



出典：第30回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

低濃度PCB廃棄物 処理促進の取組状況 ～微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会～

◆課電自然循環洗浄WG 「使用中の微量PCB含有電気機器の使用中段階からの対策」

●「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」

(H27年3月制定、H29年3月改正、R2年12月改正)

● 対象機器・PCB上限濃度の要件拡大に向け検討中。

※参考（現在の対象要件）：絶縁油量2000L以上、PCB濃度 10 mg/kg以下

【課電自然循環洗浄法 実績】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
実績件数 (届出日基準)	10	24	31	36	428	533

3-3.PCB廃棄物の適正処理に向けた処理推進に係る課題への対応方針

- 平成28年に改正されたPCB特措法において、施行後5年以内に施策の在り方を含め規定について検討を加える旨定められていることから、令和3年11月に環境省において「PCB廃棄物の適正処理に向けた更なる処理推進に係る課題への対応方針」が取りまとめられた。

PCB廃棄物の適正処理に向けた更なる処理促進に係る課題への対応方針（抜粋）

○高濃度PCB廃棄物

- ・所有事業者の気付きを促すため、事業形態に合わせた広報や周知の徹底
- ・公共機関における発見事例の共有などの取組を強化
- ・自治体等による精力的な掘り起こし調査により処理対象が増加したことを踏まえ、立地自治体に更なる協力要請
- ・速やかなJESCO処理施設解体・撤去に向けた指針等の策定・更新

○低濃度PCB廃棄物

- ・全体的な実態の把握に努めるとともに、PCB廃棄物処理基本方針に記載の課題等の解決に向けた検討を進める
- ・PCB廃棄物等の全量処理に向けた処理技術の高度化を引き続き検討
- ・低濃度PCB廃棄物の処理と脱炭素化の取組の両立

○その他

- ・PCB試薬における適正な保管および廃棄の在り方について検討
- ・高濃度PCB廃棄物処理における知見を継承すべく、残すべき情報の調査、集約、整理、発信の実施

3-4. 高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けて発表された方針

- 令和3年9月22日に立地自治体に対して、環境大臣名で要請を実施

高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けた方針（立地自治体への要請等）

① 安定器・汚染物等

- 北九州事業所における安定器等について、令和5年度まで2年間、処理を継続。
- 北海道事業所についても、事業終了準備期間も処理を行い、令和7年度まで処理を継続。

② 変圧器・コンデンサー等

- 新規発掘に対応するとともに、行政代執行の日程を考慮するため、事業終了準備期間も処理を可能にし、少なくとも令和5年度までは処理を継続。
- 北九州事業エリアで新規発見されたコンデンサー等の継続保管案件については、令和4年度、5年度に大阪事業所と豊田事業所で広域処理を実施。

 令和3年9月22日に、立地自治体に対して、環境大臣名で要請を実施した。

3-5. 低濃度PCB含有電気機器等の調査方法・適正処理に関する手引き

- 令和9年3月末の処分期限まで5年となる低濃度PCB廃棄物について、産業用機械を所有する中小規模事業者向けの手引きを環境省と経済産業省の連名で作成中。
- 手引きの普及と事業者の調査により低濃度PCB汚染状況の実態把握に取り組む。
- 概要及び調査手順等を記載した手引きと、所有者及び電気主任技術者等を対象とした技術者向け詳細版手引きを作成し、3月中にとりまとめ次第公表予定。

【目次例】

- 低濃度PCB含有電気機器等の調査方法・適正処理に関する手引き
 - ー 調査方法・調査手順
 - ー 調査後の手続き
 - ー チェックリスト 等について写真等を用いて作成
- 技術者向け詳細版
 - ー 低濃度PCB含有の可能性がある電気機器の調査方法
 - ー 電気機器からの絶縁油の採取方法及びPCB濃度の測定方法
 - ー 低濃度PCB廃棄物等の無害化処理方法 等について詳細に記載

低濃度PCB含有電気機器等の調査方法・適正処理に関する手引き（案）

- 製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。
- こうした機器のうちPCB濃度が0.5mg/kg(=ppm)を超え5,000mg/kg以下のものは低濃度PCBにより汚染された機器に該当します。これらを廃棄する場合は、**低濃度PCB廃棄物**としてPCB特措法において**令和9年(2027年)3月31日**までに処分しなければなりません。すみやかに施設内の電気設備や倉庫等を総点検し、該当電気機器がないか確認してください。
- 微量PCB汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する**低圧コンデンサー**があります。
- 出荷時点において微量PCB汚染の可能性がある電気機器の製造時期は次のとおりです。まず電気機器の銘板情報等から**製造年を確認し**、メーカーに問い合わせるか、採油可能な機器は採油して**PCB濃度を測定**してください。

絶縁油の交換が可能な変圧器等	平成5年(1993年)以前
絶縁油封じ切り機器（コンデンサー等）	平成2年(1990年)以前
- また、将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め、PCB特措法に従って管轄の自治体に届出をお願いします。なお、使用中の自家用電気工作物がPCBに汚染されたものであった場合は、**電気事業法の電気関係報告規則に従って管轄の産業保安監督部に届出**をしてください。

※低濃度PCB廃棄物には、PCBを染料の溶剤に使用した感光複写紙、PCBを染料の可塑剤に使用した銅製橋梁等の塗膜くず、廃油を拭き取ったウエス（雑巾）等のPCB汚染物、PCB廃油等もありますが、本手引きは、微量のPCBに汚染された絶縁油を含む電気機器に限定して調査方法等を説明したものとします。

※調査方法の詳細は「低濃度PCB含有電気機器等の調査方法・適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」を参照してください。



3-6. PCB廃棄物の適正な処理推進に関する説明会(令和3年度)

- 経済産業省は環境省と連携し事業者向け説明会を平成27年度から毎年開催しており、これまで42都道府県で実施。
- 令和3年度もコロナ禍を考慮して全会場ライブ配信を実施。
- 参加者の関心の高まりをとらえて、今年度から高濃度PCBと低濃度PCBの2部構成で講演。

開催概要

実地	・ 5都市 ：札幌 仙台 東京 金沢 名古屋 ・令和3年10月
オンライン	・ ライブ配信 ：5回（実地全会場） ・ オンデマンド配信 ： - 令和3年10月～令和3年度末まで配信

広報

- **特設HP開設**
- **メールマガジンへの記事掲載の依頼**
- **チラシ・ポスター等送付**
 - ・都道府県市・経済産業局・産業保安監督部・関係団体
 - ・商工会議所連合会・商工会連合会・独法 277カ所
- **広告掲載**
 - ・「環境管理」9～12月号（計4回）
- **経済産業省Twitter**

講演内容

第1部 高濃度

- (1)高濃度PCB廃棄物の適正な処理の促進について環境省 廃棄物規制課
 - (2)高濃度PCB含有電気工作物について：経済産業省 電力安全課
 - (3)安定器の適正処理について：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
 - (4)高濃度PCB廃棄物の処理手続きについて：中間貯蔵・環境安全事業(株)
- ※名古屋会場は第1部(3)を除く

第2部 低濃度

- (1)低濃度PCB廃棄物の適正な処理の促進について：環境省 廃棄物規制課
- (2)低濃度PCB含有電気工作物について：経済産業省 電力安全課
- (3)課電自然循環洗浄法について：経済産業省 環境管理推進室

3-7. 中小企業者等の負担軽減措置（助成制度）

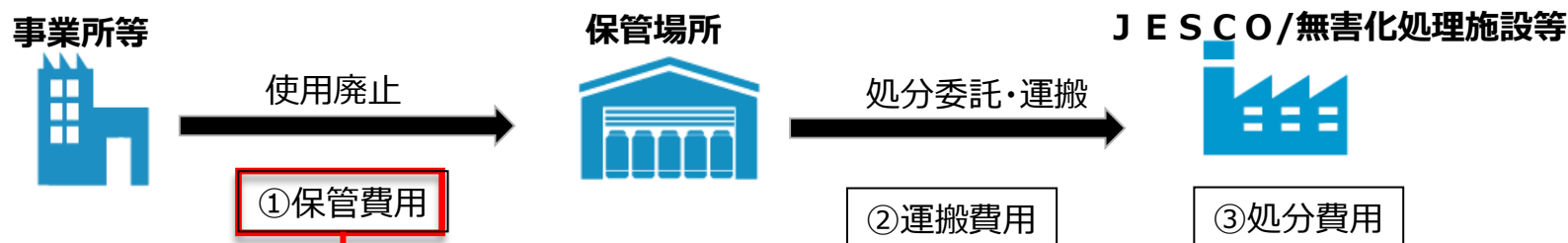
◆ 中小企業等処理費用及び収集運搬費用軽減制度

- 助成対象: 中小事業者等の**高濃度PCB廃棄物の処理・収集運搬費用**※1
高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出する
- 助成率: **中小企業者等は処理及び収集運搬費用※1の70%を軽減**
特に費用負担能力が脆弱な**個人については、処理及び収集運搬料金の95%を軽減**

※1 収集運搬費用の助成は令和2年10月1日以降の契約から対象

◆ 低利融資制度：日本政策金融公庫における貸付制度（H29年4月運用開始）

- 制度対象：自ら保有する**高濃度PCB廃棄物**及び**低濃度PCB廃棄物**を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：上記、PCB廃棄物処理の運転資金(①保管費②運搬費③処分委託費)※



中小企業等処理費用軽減制度の対象外費用にも利用可

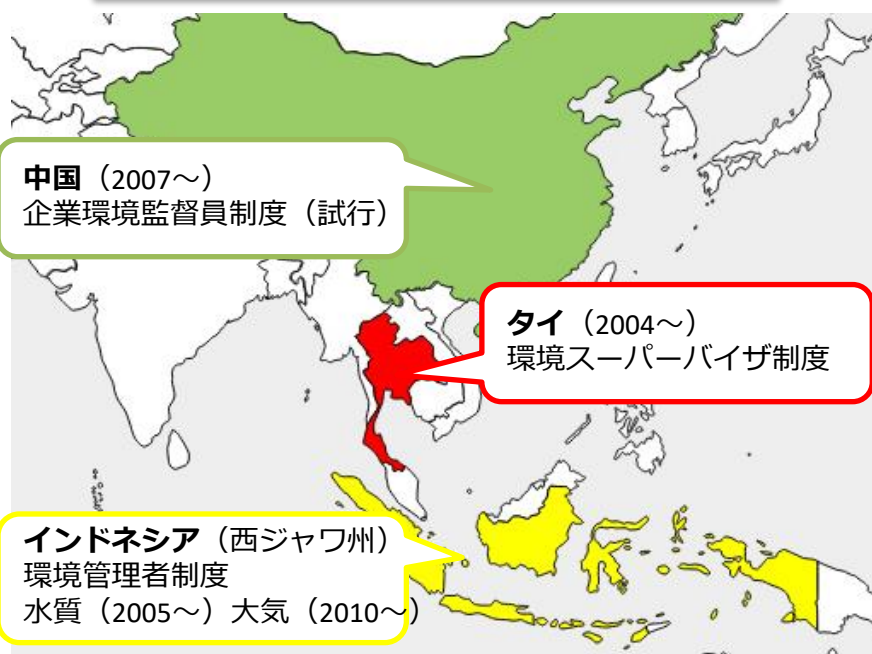
※ 中小企業等処理費用軽減制度分は除く

4. 公害防止管理者制度の海外展開

4-1. 公害防止管理者制度の海外展開（メコン各国への導入支援概要）

- これまでも**アジア諸国**（タイ、インドネシア、中国）に対して、制度普及(図1)。
- メコン各国では近年工業化が進展。これに伴い環境問題(大気・水質汚染等)が一部で顕著化。各国政府は環境規制を導入しているが、企業側で環境汚染防止に関する知識や管理体制が不十分であるため、制定された環境規制等が順守されていない状況。（行政の法執行能力にも課題）
- 工場内に環境管理体制の整備、有資格者の選任を義務付ける**我が国の公害防止管理者制度をメコン各国に導入し、工場等における環境管理能力の向上を図り、規制の実効性確保を目指す。**
（**日本の環境装置の輸出促進、日系企業のビジネス環境整備**にもつながる。）

図1. 公害防止管理者制度の海外移転の事例



<事業概要>



- ◎ 法枠組み構築支援
- ◎ 技術支援（教材作成、講師育成等）



タイ国天然資源環境省汚染管理局とのワークショップ開催（2019年1月）

支援開始（2019年～）

※各国政府と
LOI締結

ラオス



ミャンマー



※クーデター
により休止中

カンボジア



タイ

※制度導入済み



ベトナム



※支援中
（2018年～）

〔各国版〕

公害防止管理者制度の確立

- 現地政府の環境人材育成
- 現地法人・従業員の環境意識/知識の改善

【規制の実効性確保】

4-2. 公害防止管理者制度の海外展開（近況）

- 日メコン経済大臣会合（令和3年9月）実施において、「メコン産業開発ビジョン2.0」の実現に向けて昨年策定した2023年までのワークプログラムの概ね順調な進捗が確認されました。
- 令和3年度は、ベトナム、ラオス、カンボジアの支援（新型コロナウイルスの影響による渡航禁止措置のため、WEBベースでの協力）

第12回日メコン経済大臣会合（2020年8月）の資料

メコン産業開発ビジョン2.0に基づく「ワークプログラム」の概要

- ワークプログラムは、政府と開発パートナーからの提案に基づき、現時点で合計25のプロジェクトにより構成（コネクティビティ17件、デジタルイノベーション4件、SDGs4件）。
- ワークプログラムは、各国と開発パートナーの準備が整えば、来年の検討サイクルの中で更にプロジェクトを追加し、今後も進化。



第13回日メコン経済大臣会合（テレビ会議形式）の様子（2021年9月）



- 支援の3本柱
①コネクティビティー、
②デジタルイノベーション、
③SDGs
- 「公害防止管理者制度」は、SDGsに係る支援としてプレイアアップ。